

令和8年度奥大和プロモーション業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度奥大和プロモーション業務委託

2. 事業目的

当県では、奈良県の南部・東部に位置する地域を「奥大和」（別紙1）とブランディングし、交流人口・関係人口づくりに取り組んでいるところである。

本業務は、奥大和地域の自然や歴史、文化などの魅力を、「アウトドア・スポーツ」、「リフレッシュ」、「歴史」の3つの切り口で、WEBやSNS、メディアトリップ、セールスプロモーション等を通じて奥大和の魅力を発信することで、奥大和への興味・関心を喚起し、奥大和のブランド価値を高め、持続的な誘客と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月23日（火）まで

4. 業務内容

奥大和の地域資源を活かし、県内外からの観光誘客を促進するため、奥大和地域の自然や歴史、文化などの魅力を、「アウトドア・スポーツ」、「リフレッシュ」、「歴史」の3つの切り口で発信するプロモーション手法について提案すること。本事業におけるプロモーションは、**通年での誘客**を目的とし、**四季を通じた奥大和の魅力**を発信する内容とすること。

(1) アウトドア・スポーツ

「近畿でアウトドア・スポーツといえば奈良・奥大和」というイメージを持ってもらえるように、下記(1)①②により**近畿2府4県（奈良県を含む）及び三重県在住のアウトドア初心者・未経験者**を主なターゲットとし、**アウトドア・スポーツのフィールドとしての奥大和の魅力や奥大和で体験可能なアウトドア・スポーツアクティビティ（トレッキング、サイクリング、水辺のアクティビティ、キャンプ等）**を発信し、エリア全体として一体感のあるプロモーションを展開すること。また、安定的な誘客実現のため、下記(1)③④により**企業研修**をターゲットとして**団体客を誘致するための取組**を行うこと。

① WEB・SNS 広告の実施

- ・奥大和地域におけるアウトドア・スポーツの魅力を広く発信し、誘客を図ることを目的として、WEB広告およびSNS広告を実施すること。
- ・広告の主なターゲットは、近畿2府4県（奈良県を含む）及び三重県在住のアウトドア初心者・未経験者とする。企画提案において、その他の地域在住者を提案しても差し支えない。その場合、選定理由をあわせて明示すること。

- ・ 広告の実施にあたり、令和7年度に構築したランディングページ (<https://www.pref.nara.lg.jp/site/okuyamato/miryoku/71036.html>)へ遷移するよう、適切な導線設計を行うこと。

<WEB・SNS広告の実施詳細>

- ・ 広告は**四季（春夏秋冬）**に合わせて1ヶ月間×4回実施すること。実施月は県と協議のうえ決定すること。
- ・ 広告は、**四季やターゲットに合わせて4種類**作成すること。
- ・ なお、別紙2に示す過去に奈良県が制作した動画コンテンツ等を活用しても差し支えないが、使用できるのは1度限りとする。
- ・ 広告に使用する写真は原則受託者において調達するものとするが、協議のうえ、県が所有する写真または他社から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他社から提供を受ける際に生じる手続き等は受託者において行うこと。
- ・ 肖像権や著作権についての必要な手続き、出演料や使用料等、広告作成に必要な経費はすべて委託金額に含めることとする。
- ・ 広告掲載媒体は、WEBページ、Instagram、Facebook、YouTube、X（旧 Twitter）等のうち、主要ターゲットに応じた媒体を選定理由とともに提案すること。
- ・ 広告によって想定されるリーチ数・クリック数等の目標数値（KPI）を事前に提示し、実績との対比を報告すること。
- ・ 掲出する媒体や広告の内容については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 広告の実施結果を**広告実施月の翌月中旬まで**に分析とともに報告すること。また、最終月には広告実施結果を総括し、今後ターゲットに対して効果的にプロモーションを実施するための提案を取りまとめること。

② メディアトリップの実施

- ・ 奥大和地域におけるアウトドア・スポーツの魅力をより広く伝えるため、**水辺のアクティビティ（カヌー・カヤック、ラフティング、キャニオニング等）**や**キャンプ**等自然資源を活用した体験型プログラムを組み込んだメディアトリップ（記事化が条件）を実施すること。
- ・ 招聘するメディア関係者（雑誌、WEBメディア、インフルエンサー等）の数は5社（名）以上、1泊2日以上の行程とすること。
- ・ 招聘するメディアや実施時期、実施内容等については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ メディアトリップ招聘メディアに対して、奥大和におけるアウトドア・スポーツツーリズムに関するアンケートを実施すること。また、アンケート結果を分析し、今後、奥大和においてアウトドア・スポーツツーリズムを推進していくにあたり必要なことを報告書にまとめること。
- ・ 招聘するメディアの交通費や宿泊費、アウトドア・スポーツアクティビティの体験にかかる費用、保険料など、メディアトリップの実施にかかる費用はすべて見積もりに含めること。

③ 団体客誘致を目的としたセールスプロモーションの実施

- ・奥大和地域のアウトドア・スポーツ体験コンテンツを**企業研修等**（チームビルディング研修等）で活用してもらえるよう、企業研修関係者（企業の人材育成担当者等）へセールスプロモーションを行い、団体客の誘致を行うこと。
- ・セールスプロモーション実施にあたり、企業研修で奥大和地域のアウトドア・スポーツ体験コンテンツを活用することのメリットやコンテンツ内容を簡潔にまとめた**セールス用資料を作成**すること。資料の内容は事前に県と協議の上で決定すること。
- ・セールス先数は**10社程度**とし、セールス後のフォローアップを必ず行うこと。
- ・セールス先の選定にあたっては、対象となる企業等をリストアップし、事前に県と協議の上で決定すること。
- ・セールス実施後、セールス先の反応や奥大和のアウトドア・スポーツ体験コンテンツに対する意見等をまとめた報告書を作成すること。

④ 団体客誘致を目的としたファミトリップの実施

- ・上記③セールスプロモーションと合わせて、企業研修関係者を招請したファミトリップを実施すること。
- ・招請社数は**5社以上**、**1泊2日以上**の行程とすること。
- ・奥大和というフィールドや、奥大和地域でのアウトドア・スポーツ体験が企業研修のコンテンツとして魅力的であることが十分に伝わる行程を設計し訪問先と調整すること。
- ・招請者の選定にあたっては、上記③で実施するセールス等の結果を踏まえ、コンテンツの取扱いに意欲的である者とし、事前に県と協議の上で決定すること。
- ・全行程における案内を行う担当者をツアーに随行させること。
- ・招請者の交通費や宿泊費、アウトドア・スポーツアクティビティの体験にかかる費用、保険料など、ファミトリップの実施にかかる費用はすべて見積もりに含めること。
- ・ファミトリップ実施後、招請者にファミトリップに関するアンケートを実施し、今後、奥大和のアウトドア・スポーツ体験コンテンツが企業研修での活用を増やすために必要なことを分析し、報告書にまとめること。
- ・ファミトリップ実施後、招請した企業等において奥大和のアウトドア・スポーツ体験コンテンツの採用状況を随時確認し、県へ報告すること。

(2) リフレッシュ

雄大な**自然**や美しい**景色**、その地域ならではの**食材**や**地酒**を楽しむ**美味しい食事**、心身を癒す**温泉**など、「**心身をリフレッシュするなら奥大和**」というイメージを持ってもらえるように、下記(2)①②により、**奈良県および近隣府県の都市部（奈良市、大阪市、京都市など）在住の30代～50代の女性**を主なターゲットとして、**心身のリフレッシュに最適な場所としての奥大和の魅力や、リフレッシュに適した場所や施設、アクティビティ**などを発信し、エリア全体として一体感のあるプロモーションを展開すること。

① WEB・SNS 広告の実施

- ・心身をリフレッシュするのに最適な奥大和の魅力を広く発信し、誘客を図ることを目的として、WEB 広告および SNS 広告を実施すること。

- ・広告の主なターゲットは、奈良県および近隣府県の都市部（奈良市、大阪市、京都市など）在住の30代～50代の女性とする。企画提案において、その他の地域在住者を提案しても差し支えない。その場合、選定理由をあわせて明示すること。
- ・その他は上記（1）アウトドア・スポーツ①WEB・SNS広告の実施<WEB・SNS広告の実施詳細>に記載のとおり。

② ランディングページコンテンツの作成

- ・上記（2）①で実施するWeb広告・SNS広告配信等における着地先としてのランディングページの構成・レイアウトがわかる資料及び各ページを構成するコンテンツ（画像、テキスト等）、バナーを作成すること。（HTML、CSSのコードは含まない。）
- ・当該ランディングページに誘導されたユーザーに対して、リフレッシュに適した場所や施設、アクティビティなどを認知させるとともに、ユーザーの関心に応じて、奥大和地域内の自治体や観光協会、事業者等のウェブサイトへ円滑に遷移できるよう、適切な導線設計を行うこと。

<ランディングページコンテンツの作成詳細>

- ・なお、ランディングページは、奈良県公式ホームページに掲載し、データ式のホームページへのアップロード及びページ作成については、奈良県側で実施することとする。
- ・奈良県公式ホームページの仕様については契約締結後、別途情報提供する。
- ・使用する写真は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議のうえ、県及び受託者が所有する写真または他社から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他社から提供を受ける際に生じる手続き等は受託者において行うこと。
- ・掲載する施設等の名称や説明は受託者が各施設等の管理者に確認を行い、疑義が生じないようにすること。また、各広報資材における資料収集、撮影及び撮影交渉、肖像権や著作権についての必要な手続き、出演料や使用料等、必要な経費はすべて委託金額に含めることとする。
- ・ランディングページは、利用者が必要な情報を見やすく、分かりやすく、探しやすいデザインとすること。
- ・PCおよびスマートフォン両対応のレスポンスデザインとすること。
- ・ランディングページの構成及びコンテンツの作成にあたっては、掲載内容・構成・デザイン等について県と協議のうえ決定すること。

（3）歴史

古代から中世、そして現代に至るまで**数々の歴史の舞台**となった奥大和。当時の歴史や文化を色濃く残す町並みや史跡、景観などが数多く残る。また、雄大な自然が広がるこの地で培われてきた山岳信仰や修験道の精神文化は、世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」にも登録され、今も息づいている。「日本の歴史・文化を体感するなら奥大和」というイメージを持ってもらえるように、下記（3）①②により、**首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）在住の40代後半～60代男女**を主なターゲットとして、**日本の歴史を学び、楽しむのに最適な奥大和の魅力**を発信し、エリア全体として一体感のあるプロモーションを展開す

ること。

① WEB・SNS 広告の実施

- ・日本の歴史を学び、楽しむのに最適な奥大和の魅力の魅力を広く発信し、誘客を図ることを目的として、WEB 広告および SNS 広告を実施すること。
- ・広告の主なターゲットは、首都圏を含む国内在住の40代後半～60代男女で伝統文化や歴史的遺跡・建築等に興味がある知的好奇心豊かな層とする。企画提案において、その他の地域在住者を提案しても差し支えない。その場合、選定理由をあわせて明示すること。

<WEB・SNS 広告の実施詳細>

- ・広告は委託期間中、1ヶ月間×1回実施すること。実施月は県と協議のうえ決定すること。
- ・広告は、**配信時期やターゲットに合わせて1種類作成**すること。
- ・広告に使用する写真は原則受託者において調達するものとするが、協議のうえ、県が所有する写真または他社から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他社から提供を受ける際に生じる手続き等は受託者において行うこと。
- ・肖像権や著作権についての必要な手続き、出演料や使用料等、広告作成に必要な経費はすべて委託金額に含めることとする。
- ・広告掲載媒体は、WEB ページ、Instagram、Facebook、YouTube、X (旧 Twitter) 等のうち、主要ターゲットに応じた媒体を選定理由とともに提案すること。
- ・ 広告によって想定されるリーチ数・クリック数等の目標数値 (KPI) を事前に提示し、実績との対比を報告すること。
- ・ 掲出する媒体や広告の内容については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 広告の実施結果を**広告実施月の翌月中旬まで**に分析とともに報告すること。また、最終月には広告実施結果を総括し、今後ターゲットに対して効果的にプロモーションを実施するための提案を取りまとめること。

② ランディングページコンテンツの作成

- ・上記(3)①で実施する Web 広告・SNS 広告配信等における着地先としてのランディングページの構成・レイアウトがわかる資料及び各ページを構成するコンテンツ(画像、テキスト等)、バナーを作成すること。(HTML、CSSのコードは含まない。)
- ・当該ランディングページに誘導されたユーザーに対して、日本の歴史や文化と奥大和との繋がりをわかりやすく伝えながら、神社仏閣、古墳、遺跡、歴史的な町並みなどのスポットを認知させるとともに、ユーザーの関心に応じて、奥大和地域内の自治体や観光協会、神社仏閣等のウェブサイトへ円滑に遷移できるよう、適切な導線設計を行うこと。
 - ・その他は上記(2)リフレッシュ②ランディングページコンテンツの作成<ランディングページコンテンツの作成詳細>に記載のとおり。

(4) その他

上記(1)～(3)に加え、奥大和地域のブランド価値向上や誘客促進を推進していくにあたり有効であると思われるプロモーションや情報発信手法等について提案を行うこと。

(5) 業務実施報告書の作成

- ・各業務の実施概要、記録写真等について取りまとめ、報告書を作成すること。
- ・報告書については、外部への説明等に活用するため、原則 Microsoft Office を使用し、編集可能な形で提出すること。
- ・報告書の作成にあたっては、権利関係の処理は受託者の責任において行うこと。

5. 執行体制

受託者は、主担当者、副担当者を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、県からの問い合わせについて常に対応可能な体制を取ること。

6. 留意事項

(1) 一括再委託の禁止

- ① 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ本県に申請の上、承認を得なければならない。
- ③ 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(2) その他

- ① 本業務を円滑に遂行するため、定期的に県と打ち合わせを実施し、本業務の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡調整を十分に図ること。また、県との打ち合わせの際には、その内容を議事録に記録し、打ち合わせ終了後速やかに県に提出すること。
- ② 受託者は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）に基づき、別紙3を遵守すること。
- ③ 本業務を遂行するにあたり、個人情報扱う際には、別紙4「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ④ 本業務を遂行するにあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙5「情報セキュリティにかかる特記事項」について留意すること。
- ⑤ 本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と協議のうえ対処するも

のとする。

奥大和地域（奈良県南部・東部 19 市町村）



南部地域 五條市、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）、御所市、高市郡（高取町、明日香村）

東部地域 宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）

過去に奈良県が制作した動画コンテンツ

【アウトドア・スポーツ】

(1) 奈良・奥大和ファンタジートラベル (自然・アウトドア・アクティビティ編)

長編 : https://youtu.be/7ztP74F8SRU?si=9bs_pQ_n-XcDYBcd

短編 (横) : <https://youtu.be/HalRJMgGo4E?si=9r2zJq2HUQeahHvg>

短編 (縦) : https://youtube.com/shorts/h8bK0iWFdNw?si=pm5jD0DfLs_-RCcl

(2) 【奈良県】 奥大和アウトドア・スポーツツーリズム PR 動画 ver1

短編 (縦) : <https://www.youtube.com/shorts/Cr6AnS7La0M>

(3) 【奈良県】 奥大和アウトドア・スポーツツーリズム PR 動画 ver2

短編 (縦) : <https://www.youtube.com/shorts/hYhIj5Kn4FI>

【リフレッシュ】

(1) 奈良・奥大和ファンタジートラベル (リラクゼーション編)

長編 : <https://youtu.be/pPm4RYseoVI?si=Z-SNsEayAWDYf3IU>

短編 (横) : <https://youtu.be/au8ZaJurHVA?si=ZVieMoBbyXbC6Tdj>

短編 (縦) : https://youtube.com/shorts/9JvYz0sl6j4?si=3qvMhcS-YDVRpO_W

【歴史】

(1) 奈良・奥大和ファンタジートラベル (伝統文化・歴史遺産編)

長編 : <https://youtu.be/KHF2xsOatP0?si=Wy7tfbaK38492IBT>

短編 (横) : <https://youtu.be/eUWRvc7uekE?si=7fOvWNCvO8XPxzdH>

短編 (縦) : <https://youtube.com/shorts/Lak44hal2YQ?si=C0afNFjw-6BdgdYq>

【その他】

(1) Four Seasons of Okuyamato Nara ※インバウンド向け

長編 : <https://youtu.be/8IhDQ0EZeYQ?si=mdNPuRNsmhEZ1thm>

短編 (横) : https://youtu.be/A2HE68vGkwI?si=_Iqahxx9jTT6feAq

短編 (縦) :

<https://youtube.com/shorts/6NYVJ3ocPWY?si=7VhVgRp8mN2vUXo9>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
（派遣労働者等の利用時の措置）

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに 複写し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び

場所で行った上で、甲に個人情報に預ったことを証する書面（参考様式5）を提出しなければならない。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により甲に対して報告しなければならない。

（監査及び調査）

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（取扱状況についての指示等）

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告等）

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項

又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

2 本契約に同様の規定がある場合であっても、原則としてこの個人情報取扱特記事項から削除しないものとする。なお、当該規定を削除する必要がある場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

3 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

参考様式 1 (第 3 関係)

個人情報の取扱いに係る作業責任者報告書 (新規)

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

以下の契約における個人情報の取扱いに係る作業責任者について、次のとおり報告します。

1 契約名等

契約名	
契約日	年 月 日

2 作業責任者

所属・職名	
氏名	

参考様式 2 (第 3 関係)

個人情報の取扱いに係る作業責任者報告書 (変更)

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

以下の契約における個人情報の取扱いに係る作業責任者の変更について、次のとおり報告します。

1 契約名等

業務名	
契約日	年 月 日

2 作業責任者

	変更前	変更後
所属・職名		
氏名		
変更年月日	年 月 日	

参考様式 3 (第7関係)

再委託承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

以下の契約に係る業務の一部を再委託したいので、次のとおり申請します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 再委託の内容

再委託先	所在地 (住所) 名称又は商号 代表者氏名 連絡先
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における 安全性及び信頼性 を確保する対策	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)
再委託先に対する 管理及び監督の 方法	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)

参考様式 4 (第 7 関係)

再委託承認書

年 月 日

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

奈良県知事

(公 印 省 略)

年 月 日付けで承認申請のありました以下の契約に係る事務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 再委託の内容

再委託先	所在地 (住所) 名称又は商号 代表者氏名
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	

参考様式 5 (第 1 2 関係)

個人情報預り証

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

以下の契約に係る個人情報を預かりました。以下の契約の完了後、直ちに、貴県の指示に従い、返還又は消去若しくは廃棄します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 個人情報の内容等

個人情報の記録媒体種類	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> USBメモリ <input type="checkbox"/> 外付けハードディスク <input type="checkbox"/> CD/DVD <input type="checkbox"/> その他 ()
個人情報の名称 (内容)	
受領者及び受領日	(所在地 (住所)) (名称又は商号) (連絡先) (受領者氏名) (連絡先) (受領日) 年 月 日
返却予定日	年 月 日
返却方法 (予定)	については、 後に廃棄 については、返却予定日までに奈良県へ返還

注 1 預かった個人情報を消去又は廃棄する場合は、書面 (参考様式 6) により報告すること。

2 個人情報の名称 (内容) には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。返却の場合は、以下について職員が記入すること。

返却年月日	年 月 日	受領者	
-------	-------	-----	--

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 個人情報の内容等

消去・廃棄した 個人情報	
消去・廃棄の別	消去 ・ 廃棄
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
消去・廃棄担当者名 <small>※委託した場合は処理委託先の名称</small>	
消去・廃棄方法	

- 注 1 消去又は廃棄を行ったことを証明する写真等を添付すること。
2 専用ソフト等を使用して消去又は廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
3 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
4 消去又は廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

情報セキュリティに係る特記事項

業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

(情報へのアクセス範囲等)

第1 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第2 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第3 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第4 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第5 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第6 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第7 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第8 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 9 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 10 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 11 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること